

## 滋賀県予防接種事故対策費負担（補助）金交付要綱

### （通 則）

第1条 予防接種事故対策費負担金および補助金（以下「負担（補助）金」という。）については、予防接種法（昭和23年法律第68号）、予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和51年法律第69号）（以下「一部改正法」という。）附則および滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところにより交付する。

### （交付の目的）

第2条 この負担（補助）金は、予防接種法および一部改正法附則の規定に基づく給付事業等および予防接種健康被害に関する調査事業を行うことにより予防接種による健康被害者を救済することを目的とする。

### （交付の対象）

第3条 この負担（補助）金は、市町が行う次の事業を交付の対象とする。

#### （1）負担金

予防接種法第26条第2項および昭和51年一部改正法附則第3条第2項の規定に基づく給付事業

#### （2）補助金

平成3年7月30日付け滋健第1055号滋賀県健康福祉部長通知の「市町村予防接種健康被害調査委員会設置指導方針」に基づき設置された予防接種健康被害調査委員会による予防接種健康被害に関する調査事業

### （交付額の算定方法）

第4条 この負担（補助）金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、給付事業について算出された額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切捨て、調査事業について算出された額については、1,000円未満の端数が生じた場合にこれを切り捨てるものとする。

（1）次の表の第1欄に定める区分ごとに第2欄に定める基準額、第3欄に定める対象経費の実支出額および当該区分ごとの総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち、いずれか少ない額を選定する。

（2）（1）により選定された額に4分の3を乗じて得た額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
給付事業	予防接種法第15条第1項および昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による給付に要した額	医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金及び葬祭料の給付に必要な補償、補填および賠償金等
調査事業	239,000円× 事故調査件数	予防接種健康被害調査委員会が行う予防接種による健康被害に関する調査等に必要報酬、報償費、旅費、需用費（食糧費、印刷製本費）、使用料および賃借料

（交付の条件）

第5条 この負担（補助）金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業を中止し、または廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業が予定の期間内に完了しない場合、または事業の遂行が困難となった場合には、すみやかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- （3）負担（補助）金と事業に係る予算および決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

（申請手続）

第6条 この負担（補助）金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別途定める日までに知事に提出して行うものとする。

（交付決定）

第7条 規則第4条の規定による負担（補助）金の交付の決定は、規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

（実績報告）

第8条 この負担（補助）金の事業実績報告は、事業完了後30日以内または翌年度4月30日のいずれか早い日までに別紙様式3による報告書を知事に提出して行わなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成3年11月27日から施行し、平成3年度分の負担(補助)金から適用する。

2 滋賀県予防接種事故対策費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成6年11月28日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成15年12月26日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年12月27日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成19年12月18日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年2月6日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和元年12月12日から施行する。

予 防 接 種 事 故 対 策 費 負 担 ( 補 助 ) 金 調 書

年度

市 町 名 \_\_\_\_\_

県		補 助 率	市		町					備 考
支 出 予 算 科 目	交 付 決 定 の 額		歳 入		歳 出					
			科 目	予 算 現 額	収 入 済 額	科 目	予 算 現 額	う ち 県 費 補 助 金 等 相 当 額	支 出 済 額	
( 款 )										
健康福祉費										
( 項 )										
公衆衛生費										
( 目 )										
予防費										
( 節 )										
負担金及び交付金										
( 細 節 )										
予防接種事故負担(補助)金										

- 1 「市町」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 2 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、補正予算額等の区分を、「歳出」にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかに記載すること。
- 3 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長



年度予防接種事故対策費負担(補助)金  
の交付申請について

年度予防接種事故対策費負担(補助)金について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

1 申請額	金	円	
		負担金	金
			円
		補助金	金
			円

2 経費所要額調 (別紙1)

3 経費所要額明細書 (別紙2)

4 事業実施計画書 (別紙3)

(添付書類)

(1) 歳入歳出予算書(見込書)抄本

(2) その他参考資料

番 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

市町長



年度予防接種事故対策費負担(補助)金  
の事業実績報告について

このことについて、次のとおり事業が完了したので関係書類を添えて報告する。

1	精 算 額	金	円
		負担金 金	円
		補助金 金	円

2 経 費 精 算 書 (別紙 1)

3 経 費 精 算 明 細 書 (別紙 2)

4 事 業 報 告 書 (別紙 3)

(添付書類)

(1) 歳入歳出決算書(見込書)抄本

(2) その他参考資料

(別紙 1)

経 費 所 要 額 調

市 町 名 \_\_\_\_\_

1 負担金

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 (D)	基 準 額 (E)	県 費 補 助 基 本 額 (C)(D)(E) いずれか少ない額 (F)	県 費 補 助 所 要 額 (F) × 3 / 4 (G)
給 付 事 業	円	円	円	円	円	円	円

2 補助金

区 分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差 引 額 (A) - (B) (C)	対 象 経 費 の 支 出 予 定 額 (D)	基 準 額 (E)	県 費 補 助 基 本 額 (C)(D)(E) いずれか少ない額 (F)	県 費 補 助 所 要 額 (F) × 3 / 4 (G)
調 査 事 業	円	円	円	円	円	円	円

(注) 「県費負担(補助)所要額(G)」欄に1円未満の端数を生じたときは切捨ること。  
なお、調査事業については、1,000円未満の端数が生じたときは切捨ること。

(別紙2)

経費所要額明細書

市町名 \_\_\_\_\_

1 給付事業

給付種類	支出予定額				基準額	備考
	員数	月数	単価	金額		
医療費 特殊医療費 医療保険等 自己負担額	人	月	円	円	円	
医療手当 入院 8日以上 8日未満 通院 3日以上 3日未満 同一月の入通院						
障害児養育年金 1 級 2 級						
障害年金 1 級 2 級 3 級						
死亡一時金						
葬祭料						
介護加算額 1 級 2 級						
合計						



市町名 \_\_\_\_\_

2 調査事業

科 目	支 出 予 定 額			基 準 額			備 考
	数 量	単 価	金 額	数 量	単 価	金 額	
報 酬 報 償 費 旅 費 需 用 費 (食 糧 費) (印刷製本費) 使用料および 賃借料	件	円	円	件	円	円	
					239,000		
合 計							

(別紙 3)

市町名 \_\_\_\_\_

事業実施計画

- 1 予防接種法第15条第1項および昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による予防接種健康被害者に対する給付事業

給付種類	給付見込数
医療費	
医療手当	
障害児養育年金	
障害年金	
死亡一時金	
葬祭料	
(計)	

給付見込み数には、件数、のべ人数ではなく実人数を記載すること。

- 2 調査委員会による予防接種健康被害発生に係る調査事業

事故調査見込数	委員会開催見込回数

(別紙 1)

## 経費精算書

市町名 \_\_\_\_\_

### 1 負担金

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	県費補助 基本額 (C)(D)(E) いずれか少ない額 (F)	県費補助 所要額 (F) × 3 / 4 (G)	交決定額 (H)	差引 過不足額 (G) - (H) (I)	備考
給付事業	円	円	円	円	円	円				

### 2 補助金

区分	総事業費 (A)	寄付金 その他の 収入予定額 (B)	差引額 (A) - (B) (C)	対象経費の 実支出額 (D)	基準額 (E)	県費補助 基本額 (C)(D)(E) いずれか少ない額 (F)	県費補助 所要額 (F) × 3 / 4 (G)	交決定額 (H)	差引 過不足額 (G) - (H) (I)	備考
調査事業	円	円	円	円	円	円				

(注) 「県費負担(補助)所要額(G)」欄に1円未満の端数を生じたときは切捨ること。  
なお、調査事業については、1,000円未満の端数が生じたときは切捨ること。

(別紙2)

経費精算額明細書

市町名 \_\_\_\_\_

1 給付事業

給付種類	実支出額				基準額	備考
	員数	月数	単価	金額		
医療費 特殊医療費 医療保険等 自己負担額	人	月	円	円	円	
医療手当 入院 8日以上 8日未満 通院 3日以上 3日未満 同一月の入通院						
障害児養育年金  1 級  2 級						
障害年金 1 級 2 級 3 級						
死亡一時金						
葬祭料						
介護加算額 1 級 2 級						
合計						

市町名 \_\_\_\_\_

2 調査事業

科 目	実 支 出 額			基 準 額			備 考
	数量	単 価	金 額	数量	単 価	金 額	
報 酬 報 償 費 旅 費 需 用 費 (食 糧 費) (印刷製本費) 使用料および 賃借料	件	円	円	件	円 「     239,000         」	円	
合 計							

(別紙3)

市町名 \_\_\_\_\_

事業報告書

- 1 予防接種法第15条第1項および昭和51年一部改正法附則第3条第1項の規定による予防接種健康被害者に対する給付事業

給付種類	給付件数
医療費	
医療手当	
障害児養育年金	
障害年金	
死亡一時金	
葬祭料	
(計)	

給付件数には、件数、のべ人数ではなく実人数を記載すること。

- 2 調査委員会による予防接種健康被害発生に係る調査事業

事故調査件数	委員会開催回数